

大阪府立住吉高等学校同窓会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は大阪府立住吉中学校同窓会を継承し、昭和23年10月以後大阪府立住吉高等学校同窓会と称す。
- 第2条 本会は会員相互の友誼をあつくし、母校との連絡を図り、且つ母校教育事業を後援する事を目的とする。
- 第3条 本会は本部を大阪府立住吉高等学校内に置く。
- 第4条 本会は目的を達するため次の事業を行う。
1. 会報・会員名簿の発行
 2. 会員総会（住中・住高同窓懇談会）の開催
 3. その他必要な事業
- 第5条 本会会員の多数在住する地方には支部を置くことができる。

第2章 会 員

- 第6条 本会会員を分け次の2種とする。
1. 特別会員 大阪府立住吉中学校、大阪府立住吉高等学校の現旧職員
 2. 普通会員 イ 大阪府立住吉中学校、併設住吉新制中学校、大阪府立住吉高等学校卒業生
ロ 大阪府立住吉中学校4年修了進学者
ハ 中途退学者で特に希望により常任幹事会の許可を得たもの
ただし、入会手続等は細則に定める
- 第7条 本会会員は住所、職業その他異動があった場合はその都度これを本部に届けなければならない。
- 第8条 会員の体面を汚し、名誉を傷つけたものは幹事総会の承認をへて除名する。

第3章 役 員

- 第9条 本会に次の役員を置く。ただし、選出方法は細則に定める。
- 名誉会長 現学校長を推す
- 会 長 1 名 普通会員中より選出する。
- 副 会 長 若干名 同上
- 書 記 若干名 同上
- 会 計 1 名 同上
- 監 事 2 名 同上
- 第10条 役員は任期は就任後2年内の最終の会計年度に関する幹事総会終了までとする。ただし、重任を妨げない。
- 第11条 役員は職務は次の通りである。
1. 会長は会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 書記は会務を処理すると共に会合並びに会の活動状況を記録する。
4. 会計は本会の財政を掌る。
5. 監事は会計及び会務の監査を行い、その結果を幹事総会に報告する。
6. 役員に欠員を生じたときは常任幹事会の議をへてこれを補充する。但し任期はいつでも前任者の残任期間とする。

第12条 役員会は本会の予算、決算その他重要な事項を審議する。

1. 役員会は会長が招集をし、議事を運営するものとし、以下のメンバーで構成する
 - ・役員(会長、副会長、書記、会計、監事)が主メンバーで、議案により会長の判断で常任幹事の各委員長を加えることが出来る
2. 議決は出席役員の過半数の同意をもって決する

第4章 幹事

第13条 本会に次の幹事を置く。

1. 幹事 各期会の世話人と登録団体などからの推薦
幹事の選出ガイドラインに基づき幹事総会において選出するものとする。
各期同窓会や登録団体の世話人が兼務するのが良い。また幹事不在と認められる期、及び常任幹事会で必要と認められる場合については常任幹事会で指名することができる。
2. 校内幹事 若干名 母校教職員中より選出する。
3. 常任幹事 若干名 幹事・校内幹事の中から会長がこれを委嘱する。
任期は就任後2年内の最終の会計年度に関する幹事総会終了までとする。
ただし、重任を妨げない。
4. 幹事の選出ガイドラインは細則に定める。

第14条 幹事は次の職務を行う。

1. 幹事は各期同窓会や所属登録団体の会務を処理する。
2. 校内幹事は母校と本会、本会の各委員会の連絡に当たり、記録を保管する。
3. 常任幹事は本会の企画運営にあたる。

第5章 顧問・相談役

第15条 本会に顧問・相談役若干名を置く

1. 顧問は常任幹事会の議をへて会員中より推薦する。
2. 相談役は元名誉会長を推す。

第6章 常任幹事会

第16条 本会の企画運営のため常任幹事会を置く。

1. 常任幹事会は役員・常任幹事をもって構成する。
2. 常任幹事会は会長が召集し、議事を運営する。
3. 常任幹事会の決議は出席者の過半数の同意をもって決する。

4. 常任幹事会は会務を処理し之を執行するために次の委員会を構成する。
 - イ 総務委員会 会務全般を総務する。(会則・幹事総会・組織・事務局・住高支援等)
 - ロ 交流委員会 会員総会(住中・住高同窓懇談会)の設営と運営を行い、同期会・クラブ OBOG 会等の支援事業を行う。
 - ハ 広報委員会 本会事業や会員の活動状況等を会員に有効に知らせるに必要な広報対策を企画実行する。
 - ニ 名簿委員会 名簿の完備(メンテナンスも含む)と、その発行の事業企画をする。
 - ホ 財務委員会 本会会計事務を補佐しながら、財政運営上の改善企画や、問題提起を行う。(財産管理・収入確保・予算作成等)
 - ヘ 文化委員会 北畠会館利用活性化と同窓会室及び資料の管理運営を行う。
5. 各委員会には、委員長 1名、副委員長 若干名を置く。
6. 常任幹事会の招集、成立などは細則に定める。

第7章 臨時委員会

- 第17条 役員の選出その他特別な事項について必要があるときは、常任幹事会の議をへて臨時委員会を設けることができる。

第8章 幹事総会

- 第18条 幹事総会(幹事で構成される)は会計年度終了後、6月末までに開催する。但し常任幹事会の議を経て之を変更し、又臨時幹事総会を開催することができる。
- 第19条 幹事総会では予算・決算・事業報告、役員の選出その他必要ある事項を審議し、出席者(委任状を含む)の過半数の賛成により議決するものとする。
なお、決議事項は広報誌及び会員総会(住中・住高同窓懇談会)にて報告する。

第9章 会員総会(住中・住高同窓懇談会)

- 第20条 会員総会(住中・住高同窓懇談会)を年1回以上開催する。
会員の懇親を目的とし、住中・住高の良き伝統の伝承、先輩後輩関係を築くために、日時を限定しないで企画自由度を高め、多数の参加を目指す。

第10章 会計

- 第21条 本会の会計年度は毎年4月に始まり、翌年3月に終わる。
- 第22条 本会の経費は会費・寄付金等をもってこれにあてる。
- 第23条 普通会员は会費を毎年納入するものとする。ただしその金額および納入方法は常任幹事会で決定し、幹事総会の承認を得るものとする。
- 第24条 既納の会費・寄付金は返還しない。
- 第25条 本会に基金を設ける。その運用は別に定める細則による。

第11章 細 則

第26条 本会の運営に関し必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて常任幹事会の出席者の3分の2以上の賛成によって制定・改廃することができる。

第27条 常任幹事会は細則を制定又は改廃したときはその結果を次期幹事総会において報告しなければならない。

第12章 附 則

第28条 本会則は幹事総会出席者（委任状含む）の3分の2以上の同意を得なければ変更することはできない。

第29条 この会則は平成18年4月1日から施行する。

会則改訂の記録

1. 昭和48年8月13日に施行された会則を平成18年4月1日に改定のうえ、新会則として施行する
2. 平成23年5月14日第16条4 改定